

1 はじめに

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、適切に解決に導いていける指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。

小山市では、平成24年度にいじめ問題対策検討委員会を立ち上げ、9月には「いじめのない学校づくりに向けた提言」を発表した。それを受けて、本校でも指導体制や教育活動を再確認し、独自の「いじめ対策アクションプラン」を作成し、実践してきた。また、保護者や地域にも公表するとともに、毎年見直しを行ってきたところである。

この度、国のいじめ防止基本方針が改定されたことを受け、本校でも、これまでの取組を踏まえつつ、「いじめ防止基本方針」を改定し、取組の一層の充実を図っていくものである。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

学校は、すべての児童にとって安心して学べる場所でなければならない。そして、友達と協力したり学び合ったりしながら、将来、社会で生きていくための力を育む場でもある。

従って、いじめ防止等のための対策は、児童が学校の内外を問わず、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念の下、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会や家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条より)

(3) いじめの態様（主なもの）

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめの未然防止等に対する基本的な考え方

「どんな理由があろうともいじめは絶対に許されない行為である」との認識をもつ

教職員は、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い」という強い認識に立って、この問題に取り組む。そして、直接いじめを行うことだけでなく、周囲で傍観する行為もいじめと同様に許されない行為であることを児童に理解させ、「いじめをしない、させない、許さない」気持ちと態度を育てる。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうる」との認識をもつ

「自分の学級にはいじめはない」「あの子に限って」という思い込みや、「これくらいはいじめとは言えないのでは」という軽い考えは、いじめ発見の機会を逃すだけでなく、対応を遅らせ、問題をこじらせることにつながる。いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるという危機感をもって、未然防止の視点からの指導をすべての教育活動を通して行う。また、児童の発するサインを見逃さない感性を養うとともに、積極的な情報収集により早期発見に努める。

「いじめの未然防止、早期発見及び対応は、学校における重要課題である」と捉える

教職員は、すべての児童が安心して学べる学校・学級づくりをするという共通の認識をもって、児童指導や学級経営にあたる。いじめが発生した場合は、被害児童の心身の保護を第一に考えながら、問題の解決に向けての取組を組織的・継続的に行う。また、いじめの背景や要因にも着目した取組を行い、いじめの再発防止に努める。必要に応じて、関係機関の協力を得るようにする。

3 校内組織

(1) 児童指導委員会 ※「いじめ防止対策委員会」と兼ねる。いじめの相談・通報の窓口

① 構成

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・人権教育主任・養護教諭・保健主事・特別支援教育コーディネーター

必要に応じて、児童相談所、教育委員会、警察、スクールカウンセラーや主任児童委員、民生委員など外部機関を加える。

② 内容等

- ア 児童の問題行動等（いじめや不登校を含む）に関する情報の収集と記録
- イ 具体的な対応策の検討と情報の共有
- ウ 児童指導に関する重点指導事項の確認
- エ いじめ防止基本方針の策定・検証・修正
- オ いじめ防止対策等に関する研修の計画

(2) いじめ対策委員会 ※いじめが発生した場合に招集し、解決するまでに定期的に開催

① 構成

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談担当・養護教諭・関係担任

必要に応じて、児童相談所、教育委員会、警察、スクールカウンセラーや主任児童委員、民生委員など外部機関を加える。

② 内容

- ア 情報の収集と記録
- イ 具体的な対応策の検討と情報の共有
- ウ 保護者との連携
- エ 関係機関との連携

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始める。居場所や絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれれば、仮に児童が様々なストレスに囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとられることは減り、互いを認め合える人間関係やいじめを生まない学級・学校風土を児童自らがつくり出していくことができると思う。

加えて、規範意識の高揚や生命尊重・人権尊重を基盤とした教育活動を進めること、具体的に「いじめはどんな理由があっても許されないことである」「傍観者も加害者と同様である」ことを認識させることにより、集団の中に秩序や温かい人間関係が形成され、いじめを許さない雰囲気醸成されるものとする。

(1) 個々の児童に居がいや自己有用感をもたせるとともに、自他を大切にしようとする心情や態度を養う

- ① 児童一人一人のよさを大切にする学級経営に努める
 - ア 互いに認め合い助け合える場を設定し、親和的な学級づくりを進める。
 - イ QU 検査等を通して、個々の児童や学級の実態を把握し、指導に生かす。
 - ウ 秩序ある落ち着いた学級を作るために、規範意識を高める。
 - エ 気持ちのよいあいさつ、言葉遣いができるようにする。
- ② 一人一人を大切に「わかる・できる・楽しい授業」の展開に努める
 - ア すべての児童が参加・活躍できる授業になるよう、工夫する。
 - イ 授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てる。
 - ウ 子ども同士の学び合い、認め合いの場を設定する。
- ③ 学級活動を通して、仲間意識や集団の一員としての自覚をもたせる
 - ア 友達と協力する楽しさを味わわせ、居がいや有用感、仲間意識を育む。
 - イ 話し合い活動や係活動を充実させ、自分たちの問題を自分たちで解決する力や実践力を高める。
- ④ 体験活動・交流活動を充実させ、人と関わることの喜びや大切さを味わわせる
 - ア 異年齢集団を含む多様な集団との交流活動を通して、心の通い合う対人関係を結ぶ力を高める。
 - イ 地域の方々との交流を通して、自分が大切にされていることや、自分が役に立っていることを感じさせる。

(2) 児童に「いじめをしない、させない、許さない」気持ちや態度を育む

- ① 生命尊重・人権尊重の教育を基盤に据えた道徳教育を充実する
 - ア 指導内容の重点化を図り、年間指導計画に位置づける。
 - イ 「人権週間」における取り組みと、「心を育てる学校教育の日」授業参観における道徳授業のテーマを生命尊重・人権尊重とすることにより意識を高める。
- ② 学級活動を通して、「いじめは自分たちの問題である」という意識を高める
 - ア 仲間づくりやいじめ防止に関連する内容を年間計画に位置づける。そして、「いじめを許さない気持ち」と「いじめを自らの手で解決しようとする気持ち」を育て、実践化を図る。
 - イ 学級や自分のめあてを立てる際に、「いじめのない学級」を意識させる。

- ③ 「いじめ防止強調週間」に児童主体の行事を行い、「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高める。
ア 「いじめゼロ子どもサミット」に参加した児童を生かす。
- ④ 儀式的行事や全校集会等での訓話を通して「自分の力でよりよい学級・学校をつくる」という意識を高める。

(3)教育相談体制・児童指導体制の整備に努め、児童のささいな変化やいじめの兆候に気付くようにする

- ① 定期的にアンケート調査や個人面談を実施し、いじめに関する実態把握や情報収集に努めるとともに、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。また、知り得た情報を速やかに関係教職員で共有し、早期対応につなげるようにする。
- ② 定期的に教育相談機関を設けるとともに、教職員は学校生活の中で意図的に児童と関わり、心の変化を感じ取れるようにする。
- ③ 学級担任は、日記の記述内容や休み時間等の様子を観察する等して、児童の心の動きの把握に努める。
- ④ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、全教職員が共通行動がとれるよう、職員会議や打合せの機会等を活用して、情報の共有化に努める。
- ⑤ スクールカウンセラー（ＳＣ）の有効活用を図れるよう、相談体制の整備に努める。

(4)校内研修を充実させ、教職員の資質向上を図る

- ① 児童指導や人権教育、学級経営に関する研修やＱＵ等に関する校内研修等、教職員の資質能力の向上を図るための取組を計画的に実施する。
- ② 小山市教委作成のチェックリスト等を定期的に活用して、自己点検するとともに、いじめを見抜く力、対処する力を高める。
- ③ 教職員の言動がいじめを誘発するものとならないよう、研修の中で確認する。
- ④ 公開授業を通して教師の授業力向上を図る。同時に、授業中の規律を見せ合うことで、どの学級においても共通して指導が行われるようにする。

(5) いじめ防止に対する家庭や地域住民との連携を図る

- ① 各種便りや学級懇談会等を通して、家庭への啓発を図る。
ア 人権に配慮した言動、自己有用感を高める関わり、インターネット上のいじめやトラブルを防ぐために、ＰＴＡとの連携の上、家庭におけるルールづくり等の啓発に努める。
イ 小山市教委作成の保護者宛チェックリストを年度当初に配り、いじめの早期発見のための協力を求める。
- ② 「心を育てる学校教育の日」授業参観において、生命尊重・人権尊重をテーマとした授業を実施し、家庭で話し合っていたく。
- ③ 「地域とともにある学校づくり」を進める中で、学校と家庭、地域住民との連携・協力が必要である。児童の悩みや相談受け止めることができるようなコミュニティースクールの体制づくりを図る。

5 いじめの早期発見

いじめの発見が遅れることにより、問題はより深刻になるだけでなく、複雑化し、解決により多くの時間を要することになる。被害児童が少しでも早く、安心して学校生活を送

ることができるよう、全教職員が「いじめほどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうる」という危機意識をもって、いじめは見逃さないことと同時に、情報が入りやすくすることが肝要である。

(1) 児童のささいな変化やいじめの兆候に気付くようにする

- ① 担任だけでなく全教職員で、児童の様子を注意深く見守る。

【健康観察時等】

・態度・顔色・生気等

【授業中】

・学習への取り組み状況、成績の変動
・学習用具・持ち物の忘れ、紛失、破損、落書き等

【休み時間・給食の時間等】

・友人関係の変化、特定のグループ化等

【その他】

・日記、連絡帳等の記載内容

- ② 教職員同士の情報交換を密にする。

ア 職員会議や打ち合わせの時間等を活用して、情報の共有化を図る。

イ 「おかしい」と思ったら、児童指導主任に報告、相談する。(学級担任以外の教職員が気づいた場合は、まず学級担任に伝える)

ウ 児童指導主任は、他の教職員と情報を共有し、複数の教職員で注意深く見守り、さらに情報を共有する。

(2) 情報が入りやすい体制・関係づくりに努める

- ① 定期的に教育相談期間やアンケート調査を実施する。※「4 いじめの未然防止」(3)と同様

- ② 教職員は、児童(本人や周囲の児童)、または保護者からの情報を大切にするとともに、日頃からコミュニケーションを密にし、情報が入りやすい関係づくりに努める。特に、情報を提供した児童がそのことでいじめにあわないよう、配慮する。

6 いじめへの対処

いじめが発生した場合は、学級担任が一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」を中心に、問題の解決に向けての取組を迅速かつ組織的に行う。被害児童の心身の保護を第一に考えることはもちろんであるが、関係した児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、いじめの背景や要因にも着目し、いじめの再発防止に努める。必要に応じて、関係機関の協力を得る。

(1) いじめ問題の解決に向けて

- ① 事実の確認を行う

ア 被害児童、加害児童を含む関係児童、すべての教職員から情報を得て、事実関係を把握する。

イ 情報を整理して記録する。(時系列、児童等)

ウ 記録をもとに事実関係を分析する。

- ② 指導方針を決定する

ア 「誰が、いつ、何をするのか」等、役割分担を明確にする。

【被害児童への支援】

- ・心のケア、安全の確保に努める。
- ・保護者への説明、心のケアへの協力依頼をする。

【加害児童への指導】

- ・被害児童の心情を伝え、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめに至った心情をふり返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・保護者への指導

【周辺児童への指導】

- ・傍観する行為もいじめと同様であることを指導する。
(状況に応じて) 市教委や専門機関への協力依頼

等

イ 保護者に連絡する場合は、プライバシーに配慮する。

ウ 定期的に「いじめ対策委員会」を開き、現状の確認、対応策の見直し等を行う。

③ 教職員が情報を共有し、共通の認識をもって指導にあたるようにする。

※対応や関係機関との連携についての例（参考：小山市いじめ防止基本方針）

レベル	いじめの行為	対応策
1	言葉によるからかい	担任や学年ブロック教員で対応し解決を図る。保護者へ連絡する。
2	仲間はずれ、悪口・陰口	担任・学年ブロック教員に加え、児童指導主任や管理職が入り、保護者も交えて指導する。解決が長期にわたる場合は、教育委員会に報告する。
3	暴言や誹謗中傷行為(「死ね」等の書き込み)、脅迫行為や強要行為	児童指導主任もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。
4	重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝	学校は警察へ相談や通報する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当児童に対して必要な指導を組織的に行う。

(2)再発防止に向けて

① 全職員で経過を見守る

ア 被害児童と加害児童との関係だけでなく、学級全体の雰囲気や人間関係を注意深く見守るようにする。

(表面的な変化から解決したと決めつけず、継続して見守る)

イ 加害児童への支援を継続する

- ・加害児童は何らかの問題を抱えている場合が考えられるため、前向きに生活できるよう配慮していく。

(3)関係機関との連携

いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権機関などと適切な連携を図る。そのために、平素から関係機関との間の情報共有体制を構築しておく。

(4)いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の条件が満たされている状態であること。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを、面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安心感や安全を確保する。いじめ対策委員会において、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

7 重大事態への対処

(1)重大事態とは

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(いじめ防止対策推進法 第二十八条より)</p> |
|--|

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、例えば、被害児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とす

る。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめを受けた児童やその保護者から申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応するものとする。(以上「小山市いじめ防止基本方針」参照)

(2) 重大事態への対処

- ① 教育委員会へ報告する
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する
 - ア 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設定し、調査を実施する。
 - イ いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したかなど、事実関係をできるだけ明確にする。
 - ウ 在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査を実施する場合は、被害児童の心情に配慮するほか、情報を提供した児童を守ることを優先する。
 - エ 被害児童が入院や死亡など、聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を聴取し、調査に着手する。
 - オ 児童が自殺した場合の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。
- ③ 被害児童及び保護者へ必要な情報提供を行う
- ④ 被害児童の状況に応じてケアを継続的に行う

8 取組の評価・検証

いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。

9 中小学校「いじめ対策アクションプラン」(えのきプラン) ※別紙